

コンピュータに記録された 個人情報の利用状況を公表します

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が事業活動面でも生活面でも不可欠なものとなっています。国は昨年5月、個人情報の適正な取り扱いに対し、有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的に「個人情報の保護に関する法律」を定めました。

今回の特集では、個人情報の利用状況を公表します。また、選挙を例に取り、個人情報の利用について紹介します。

「個人情報」の取り扱い状況

本市では、増加する行政業務を正確に処理し、より良いサービスができるよう「住民記録の即時処理」や「住民票や税証明書の発行」など、皆さんに直接関係のある様々な事務処理に電子計算組織を利用していきます。これらの事務処理において、個人情報の保護を図り、市民の基本的な人権を擁護するため、昭和61年、「豊橋市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、個人情報の適正な取り扱いに努めています。特に個人情報提供を外部に提供する場合、公益上必要で、個人的秘密の保持が可能と認められるもの限り、豊橋市議会議員や学識経験者、その他有識者などで構成する「個人情報保護審議会」へ諮り、その保護に万全を期しています。

問合せ
情報システム課
(☎51・2080)

与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器(コンピュータなど)の組織のこと。

選挙に使う個人情報 (選挙人名簿作成の場合)

選挙人名簿の作成では、コンピュータに記録された住民基本台帳の内容を公職選挙法に基づき利用します。

具体的には、選挙人名簿の登録条件である「年齢満二十年以上」「住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等(豊橋市)の住民基本台帳に記録されている」について、それぞれ住民基本台帳の「生年月日」「住民となる届出を行った日付」を条件の対象として使用し、「氏名」「性別」「生年月日」「住所」などの個人情報抽出して選挙人名簿を作成します。

個人情報の主な利用状況と記録項目

(平成16年10月1日現在)

業務名	事務処理の概要	主な帳票	主な記録項目	担当課
住民記録	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の作成 住民票、転出証明書、印鑑登録証明書の発行 住民基本台帳ネットワークシステム 	住民票、転出証明書、印鑑登録証明書、登録原票記載事項証明書	氏名、住所、生年月日、性別、本籍地、筆頭者、世帯主氏名、続柄、住民となった年月日、異動事由、届出年月日、印鑑情報、選挙情報、外国人情報	市民課
市県民税	<ul style="list-style-type: none"> 市県民税の賦課 証明書の発行 統計資料の作成 	証明書(所得・課税・非課税)、納税通知書、特別徴収税額通知書	氏名、住所、所得金額、配偶者の状況、本人該当区分、扶養の状況、所得控除額、市県民税額、所得税額	市民税課
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の賦課 都市計画税の賦課 証明書の発行 統計資料の作成 	課税台帳、名寄帳、納税通知書、証明書(評価・課税)、車庫証明書	氏名、住所、納税管理人、評価額、税額、土地所在地、地目、地積、住宅用地区分、家屋所在地、床面積、用途区分、構造、建築年次、資産の種類、名称、数量、取得時期、取得価格、決定価格	資産税課
収納管理	<ul style="list-style-type: none"> 市税の収納 決算資料の作成 	督促状、催告書、納税証明書	氏名、住所、税目、期別・月別、賦課額、収納額、納期限、延滞金、督促手数料、領収年月日、報奨金、還付金額、口座項目、納付方法	納税課
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の賦課 被保険者証の交付 資格審査 診療報酬の請求に関する資料の作成 	納税通知書、課税台帳、被保険者証、医療費通知、高齢受給者証	世帯主氏名、住所、被保険者証番号、被保険者氏名、資格状況、国民健康保険税額、給付情報	国保年金課

上記のほかにも軽自動車税、市民意識調査、母子寡婦福祉金貸付、生活保護、市営住宅、就学児童・生徒、社会教育、図書貸出、選挙、オーダリング・医療請求、上下水道事業、保育料、児童手当、児童福祉、老人福祉、各種医療、障害者福祉、国民年金、介護保険、保健衛生、農業・農地などの業務があります。